

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託
 公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月9日)

No.	質問	回答
1	<p>実施要領 7(1) 提出書類</p> <p>7(1)イ 法人等の概要が分かるリーフレット等について、法人の目的、事業内容、役員体制等の詳細が記載されている「公式ウェブサイトの該当ページを印刷した資料」、あるいは「独自に作成したA4数枚の法人概要資料」を提出することで、リーフレット等の代用として認められるか。</p>	<p>リーフレット等の代替資料として提出いただくことは可能です。 なお、内容が簡潔に整理され、法人の概要が把握できる形式であることが望ましいです。</p>
2	<p>実施要領 7(5) 参加辞退</p> <p>参加申込書を提出した後に、再度内容を精査したのち、参加辞退をすることは可能か。</p>	<p>参加辞退は可能です。 「実施要領7(5) 参加辞退」をご確認ください。</p>
3	<p>実施要領 9(5) 企画提案の範囲</p> <p>実証事業の期間中（プログラム実施時など）に参加者から徴収したチケット代や参加費などの「収益（売上）」が発生した場合、この収益は当法人の自主財源として次年度以降の文化財活用事業へ再投資（留保）してよいか、あるいは委託費の精算時に相殺（委託費から減額）するなどの特別な会計処理が必要になるか。</p>	<p>事業期間中に参加費等の収益が発生した場合でも、精算時に相殺する必要はありません。ただし、収益の発生状況や活用方法については、事業報告書において明示してください。</p> <p>収益は別会計等で管理してください。また、収益の管理方法についても事業報告書に明示してください。</p> <p>収益の帰属先について県としての制約はありません。 ただし、文化財所有者との調整、収益の用途の透明性など、事業者側で適切に整理をお願いします。</p>

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託
 公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月9日)

No.	質問	回答
4	<p>実施要領 9(5) 企画提案の範囲</p> <hr/> <p>「指標及び目標値設定」を提案する旨の記載があり、原則として提案者の方でKPIやターゲット指標を設定するものと理解しているが、県として想定する「最低限達成すべき目標値の目安」や、「(来訪者数など)必ずKPIに含めるべき必須の指標」はあるか。</p>	<p>県内文化財の活用を推進し、文化財の持続的な継承と地域活性化の実現を図るにあたり、必ず設定すべき指標及び目標値は設けていませんが、満足度など事業効果を客観的に説明できる設定をお願いします。</p>
5	<p>実施要領 9(5) 企画提案の範囲</p> <hr/> <p>本事業の目的として「来訪者や収益を呼び込み、地域の活性化や観光振興につなげる」とあるが、県として優先的に取り込みたいターゲット層(例：インバウンド層、県外からの国内観光客、県内他地域からの観光客、地域住民など)の想定や優先順位はあるか。</p>	<p>本事業においては、文化財活用の目的に応じて複数の層を想定しています。ターゲット層に優先順位はありません。</p>
6	<p>実施要領 9(5) 企画提案の範囲</p> <hr/> <p>文化財を活用したイベントを設計し、参加者より入場料をもらっても良いか。</p>	<p>文化財を活用したイベントにおいて、参加者から入場料や参加費を徴収することは可能です。ただし、収益の発生状況については、事業報告書において明示してください。</p>

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託
 公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月9日)

No.	質問	回答
7	<p>実施要領 9(5) 企画提案の範囲</p> <p>この事業では、宗教行事と判定されると対象外になるか。どこまでが宗教行事と考えられるか。 ・文化財所有者（宗教法人）と、地域団体（地縁団体）、支援組織（任意団体）の三者での申請が可能か。</p>	<p>本事業では、国・県による文化財の指定・選定時に認められた文化財（寺院建築物・仏像等）の価値や地域文化を伝えるための新たな公開・展示・解説・体験等の取組を、対象事業としており、文化財の価値として認められていない行事やこれまで実施されてきた通常行事は対象となりません。文化財所有者（宗教法人）と、地域団体（地縁団体）、支援組織（任意団体）の三者で連携をして申請することは可能です。本事業の目的を踏まえた提案をお願いします。</p>
8	<p>実施要領 10 審査及び選定方法等</p> <p>プレゼンテーションについて伺いたい。 (ア) 説明者（出席者）の人数に制限はあるか。 (イ) 企画提案書とは別に補足資料やサンプル品等を持参・配布することは可能か。 (ウ) 審査会の委員構成（外部有識者の有無等）について事前に公表されるか。</p>	<p>(ア) 出席者は5名までとします。 (イ) 企画提案書以外の資料の持参・配布については、原則として認めておりません。 (ウ) 審査会の委員構成について事前に公表は行いません。</p>
9	<p>仕様書 7(1) 業務全体に共通する事項</p> <p>対象となる文化財に関して、佐渡島に所在する文化財も対象になるといった認識で間違いはないか。</p>	<p>相違ありません。</p>
10	<p>仕様書 7(1) 業務全体に共通する事項</p> <p>文化財を活用する取り組みを行う中で、対象とする文化財の数に下限・上限はあるか。</p>	<p>下限は1件、上限はありません。</p>

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託
公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月9日)

No.	質問	回答
11	<p>仕様書 7 (1) 業務全体に共通する事項</p> <p>対象文化財を「国指定・選定文化財又は県指定文化財」としているが、下記について伺いたい。 (ア) 「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として国に選択された文化財は、本事業の対象に含まれるか。 (イ) 当該文化財が新潟県指定文化財としても指定されている場合は、県指定文化財として対象に含まれるという理解でよろしいか。</p>	<p>(ア) 「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」は対象外です。 (イ) 相違ありません。</p>
12	<p>仕様書 7 (1) 業務全体に共通する事項</p> <p>仕様書に「単体のほか複数セットも可」とあるが、以下の点を伺いたい。 (ア) 有形文化財と無形文化財など、異なるカテゴリの文化財を組み合わせたセット提案は可能か。 (イ) セット提案の場合も予算上限は1事業あたり1,000万円の枠内でしょうか。 (ウ) 同一市町村内の文化財に限られるか、それとも複数市町村にまたがるセットも可能か。</p>	<p>(ア) 可能です。 (イ) 1つの提案を1事業として扱うため、上限額は変わりません。 (ウ) 複数市町村にまたがる文化財を組み合わせたセット提案も可能です。ただし、事業実施上の調整(所有者・管理者・自治体間の連携など)は、提案者側で適切に行っていただく必要があります。</p>
13	<p>仕様書 7 (1) 業務全体に共通する事項</p> <p>「当該文化財の所有者・管理者も加えた実施体制を構築すること」と記載があるが、企画提案書の提出時点において、所有者・管理者との連携についてどの程度の合意が求められるか(例:口頭での協力意向確認、書面による協力意向表明、協定書の締結等)。 また、採択決定後に実施体制を正式に構築する進め方でも差し支えないか。</p>	<p>提出時点では、口頭またはメール等による協力意向の確認があれば差し支えありません。 採択決定後に、所有者・管理者との間で正式な協定や役割分担を整理し、実施体制を確定していただく進め方で差し支えありませんが、提案時には採択された場合に実現可能な実施体制の提示をお願いします。</p>

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託
 公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月9日)

No.	質問	回答
14	<p>仕様書 7 (1) 業務全体に共通する事項 (2) 取組の実施</p> <hr/> <p>国指定重要文化財（建造物）を会場としてイベント等を実施する場合、文化財保護法上の現状変更許可が必要となる範囲について伺いたい。</p> <p>以下のような活用は現状変更該当するか。 (ア) 仮設什器（テーブル・椅子等）の一時的な設置 (イ) 照明機器の使用 (ウ) 飲食の提供</p> <p>また、申請に要する期間の目安や、過去に本事業（又は同種事業）で重要文化財を活用した事例があるか。</p>	<p>重要文化財の所有者等は、重要文化財の現状を変更したり、建造物の保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受ける必要があります。</p> <p>詳しくは、下記ホームページ「国宝・重要文化財建造物保存・活用の進展をめざして」をご覧ください。 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_kenzobutsu/kokuho_bunkazai.html</p> <p>(ア)、(イ)について、許可は不要ですが、(ウ)は個別の状況により判断が異なるため、一概に申し上げることはできません。判断に迷う場合は、都度ご相談ください。 したがって、申請に要する期間についても、具体的な日数をお伝えすることはできません。</p> <p>なお、本事業は初の試みですので、重要文化財を活用した事例はありません。</p>
15	<p>仕様書 7 (1) 業務全体に共通する事項</p> <hr/> <p>今回対象の文化財として新潟県として取り組みたい施設はあるか。対象となる文化財の一覧があればご教示いただきたい。</p>	<p>県として個別に申し上げることはできません。 対象となる文化財は、下記「新潟県の文化財一覧」から国指定・選定文化財及び県指定文化財のご確認をお願いします。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bunka/1211389257758.html ※なお、公表されている文化財一覧は令和7年4月1日現在のものであります。</p> <p>文化財の詳細については、各市町村文化財担当課までお問い合わせください。</p>

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託
 公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月9日)

No.	質問	回答
16	<p>仕様書 7(2) 取組の実施</p> <p>「取組の開催時以外の時期においても、備品・消耗品等を有効に活用し、事業効果や保存活用に必要な資金調達の方策を探る取組を促す」とされている。</p> <p>本事業で取得した備品(例:体験プログラム用道具、展示什器、ガイドツールキット等)は、事業終了後、文化財の所有者・管理者等が継続して使用できるという理解でよろしいか。備品の所有権の帰属先はどうか。</p>	<p>本事業で取得した備品は、事業終了後、文化財の所有者・管理者等が継続して使用できるという理解で相違ありません。</p> <p>本事業で取得した備品は原則として、委託先(事業者等)に帰属します。</p> <p>ただし、事業終了後の活用を見据え、所有者・管理者への譲渡等も可能です。その場合は、事業者の責任において管理・記録を行ってください。これらの書類・帳簿等は事業終了後5年間の保存が必要です。</p>
17	<p>仕様書 7(2) 取組の実施</p> <p>仕様書7(2)対象事業の※印に「その他、取組の開催時以外の時期においても、所有者・事業者・地域住民等により、本事業により整備された備品、消耗品等を有効に活用し、事業効果や今後の保存活用に必要な資金調達の方策を探る取組を促すもの」とあるが下記はどうか。</p> <p>(ア) 対象事業として提案する取組自体が、事業終了後も資金調達につながる設計であることを求めているのか。</p> <p>(イ) 事業期間中に、資金調達の方策を探る取組を別途実施することを求めているのか。</p> <p>また、「資金調達の方策を探る」とは、具体的な資金調達の仕組みを構築するところまで求められているのか、可能性の調査・検討・提案のレベルでよいのか。</p>	<p>(ア) 事業終了後も資金調達につながる設計であることが望ましく、実施要領10(5)審査基準に示していますが、必須要件ではありません。</p> <p>(イ) 事業期間中に必ず別途実施することまでは求めていません。ただし、事業の中で、継続的な活用に向けた収益モデルの検討を行うなどの視点を盛り込んでいただくことは、文化財の継承に有効であると考えます。</p> <p>本事業はモデル実証事業であるため、具体的な資金調達の仕組みを構築するところまで求めるものではありません。</p> <p>可能性の調査・検討・提案のレベルであっても差し支えありません。</p>

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託
 公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月9日)

No.	質問	回答
18	<p>仕様書 7(2) 取組の実施(4) 対象経費</p> <hr/> <p>仕様書の取組例に「コミュニティスペース（喫茶や地酒提供含む）の設置と活用」が挙げられている一方、対象外経費として「飲食費・懇親会費」が記載されている。 文化財の価値を体験する目的で飲食を伴うプログラム（例：地域の伝統食文化を伝統工芸の器で楽しむ体験等）を実施する場合、食材費・調理に係る費用は「⑩原材料費」や「③報償費」として計上可能か。それとも、飲食に係る一切の経費が対象外となるか。</p>	<p>文化財の価値を体験する目的等で飲食を伴うプログラムを実施する場合は「③報償費」や「⑩原材料費」等適切な費目に計上してください。</p>
19	<p>仕様書 7(2) 取組の実施(4) 対象経費</p> <hr/> <p>本事業の一環として体験プログラム等を実施し参加費収入が発生した場合、その収益の会計上の取扱いはどうなるか。 (ア) 事業費から差し引く（収支相殺）必要があるか。 (イ) 事業費とは別会計で管理すべきか。 (ウ) 収益の帰属先（事業者・文化財所有者・地域の基金等）について制約はあるか。 なお、仕様書では「事業効果や今後の保存活用に必要な資金調達の方策を探る」とありますので、収益を文化財保存に還元する仕組みの提案を想定しております。</p>	<p>(ア) 事業費から差し引く必要はありません。ただし、収益の発生状況や活用方法については、事業報告書において明示してください。 (イ) 事業費とは別会計で管理してください。収益の管理方法を事業報告書に記載してください。 (ウ) 収益の帰属先について県としての制約はありません。ただし、文化財所有者との調整、収益の用途の透明性など、事業者側で適切に整理していただく必要があります。</p>

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託
 公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月9日)

No.	質問	回答
20	<p>仕様書 7(2) 取組の実施(4) 対象経費</p> <p>仕様書には文化財活用の取組例として「囲炉裏を囲んだ食体験等」が挙げられている一方で、対象経費の注意事項には「飲食費は補助対象外」と記載されています。例えば、地域の郷土料理や伝統食の歴史を学ぶ「文化体験プログラム(ワークショップ等)」を実施する場合、参加者が体験で使用する「食材費」は、対象経費の「⑩原材料費」または「⑪需用費」として計上可能でしょうか。あるいは、体験用の食材費であっても一切計上不可(全額自己負担または参加費から充当)とすべきか。</p>	<p>文化体験プログラム(ワークショップ等)の実施において、参加者が体験で使用する「食材費」が必要な場合は、対象経費として「⑩原材料費」や「⑪需用費」等適切な費目に計上してください。</p>
21	<p>仕様書 7(4) 対象経費</p> <p>本事業の企画立案・運営管理・進行管理・効果検証等に従事する者の人件費について、仕様書「①賃金」は「本事業のために臨時に雇用する場合」と記載あるが、以下のような場合の費用はどの費目に計上すべきか。 (ア) 本事業のために新たに有期雇用する事業管理スタッフの人件費 (イ) 本事業の運営管理業務を外部の専門人材(フリーランス等)に業務委託する費用 (ウ) 事業者の既存職員が本事業に一定割合従事する場合の按分人件費</p> <p>また、事業者の一般管理費(間接経費)の計上は可能か。可能な場合、上限率等の定めはあるか。</p>	<p>(ア) 賃金に計上してください。 (イ) 委託費に計上してください。 (ウ) 人件費等適切な費目に按分して計上してください。</p> <p>本実証事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもののみ計上してください。上限率等の定めはありませんが、根拠を示したうえで計上してください。</p>

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託
 公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月9日)

No.	質問	回答
22	<p>仕様書 7(4) 対象経費</p> <hr/> <p>⑦委託費及び⑧請負費は「その専門性などから補助事業者が直接できない内容に限り」計上可能と記載がある。 事業者が主にプロジェクトマネジメントや企画ディレクションを担い、デザイン制作・映像制作・ガイド養成プログラムの開発・アンケート集計分析等の専門業務を外部のクリエイターや専門家に委託する場合、これらは⑦委託費として計上可能という理解でよろしいか。また、委託費・請負費の合計額について、事業費総額に対する上限比率等の定めはあるか。</p>	<p>相違ありません。 上限比率等の定めはありません。</p>
23	<p>仕様書 7(4) 対象経費</p> <hr/> <p>事業の効果検証や他地域への波及モデル構築のため、県内の他地域から外部有識者をアドバイザーとして招聘する場合、この外部有識者の交通費および宿泊費は、対象経費の「④旅費」として計上可能か。可能な場合、旅費の支給基準は当法人の旅費規定に基づく算出で問題ないか。</p>	<p>外部有識者の交通費および宿泊費は「④旅費」として計上して差し支えありません。旅費の支給基準は貴法人の旅費規定に基づく算出で構いません。</p>